る電磁的記録の保存）に規定する電子取引について準用する。この場合において、第十条第四項第二号ロ(1)及び第九項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第十条の二第四項（関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）並びに前条第一項中「第八十三条第六項」とあるのは「第八十三条第八項」と、第十条第四項第三号中「輸入」とあるのは「輸出」と、同条第七項中「輸入申告」とあるのは「輸出申告」と読み替えるものとする。

［2　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表（第九条関係）

改正後		
関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
［第二類 ～ 四四・一六］ 四四・一八	［略］	［略］
	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）のうち セルラーウッドパネル又はセルラーバンブーパネルを使用したもの	第四四・一八項に該当するセルラーウッドパネル及びセルラーバンブーパネル以外の物品からの製造
［四四・二〇 ～ 九六・一七］	［略］	［略］
備考 ［略］		

改正前		
関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
［第二類 ～ 四四・一六］ 四四・一八	［同上］	［同上］
	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）のうち セルラーウッドパネルを使用したもの	第四四・一八項に該当するセルラーウッドパネル以外の物品からの製造
［四四・二〇 ～ 九六・一七］	［同上］	［同上］
備考 ［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、関税法施行規則第一条の四第一項の改正規定、同令第八条第一項の改正規定及び同令第十条から第十一条までの改正規定並びに次条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の関税法施行規則（以下「新令」という。）第十条第四項（新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、令和六年一月一日以後に保存が行われる関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四条の二第三項（同法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。）に規定する関税関係書類（以下この項において「関税関係書類」という。）について適用し、同日前に保存が行われた関税関係書類については、なお従前の例による。

2　新令第十条の三第一項（新令第一条の四第一項、第八条第一項及び第十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、令和六年一月一日以後に行う電子取引の取引情報について適用し、同日前に行った電子取引の取引情報については、なお従前の例による。